

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 男女共同参画普及啓発事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪男女いきいき財団

3 随意契約理由

本事業は生活の身近な場面で男女共同参画の視点を持つことの重要性についての理解を広めることを目的としており、より多くの市民に情報を届け、かつ訴求力のある内容で、効果的な啓発・情報発信を行うことが肝要である。

今回新たに設定した企業・団体と連携した啓発において、様々な啓発の内容や手段、情報発信の方法、連携先の中から、市民に身近で、かつ最適な内容・ツールの選択が求められることから、事業者独自のノウハウ・ネットワークを活用した啓発手法の提案を求め実施することが、特定の手法に限定して発注することよりもより効果的であり、最も本事業の目的を達成できるものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社NTTマーケティングアクトProCX

3 随意契約理由

本給付金は、令和5年3月22日に政府で開催された物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯あたり3万円を支給するものである。

目的を達成するためには速やかに給付を行うことができる具体的な事業スキームや効率的な体制づくりが必要であり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当である。

そのため、公募により広く事業者から、そのノウハウや経験等を活かした業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らし、最も優れた提案を行った事業者を選定し、その事業者と契約を締結するものである。以上の理由から、本件契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部電力等重点支援給付金担当（電話番号：06-6208-7257）